

社地区村有地の譲渡事業に係る 公募型プロポーザル実施要項

令和 3 年 1 2 月

真 狩 村

公募型プロポーザル方式による募集の趣旨

本村における住環境の整備と移住・定住促進を目的とした分譲宅地の造成に関して、本事業を民間事業者の活力を導入した中で、社地区の村有地において分譲地造成を実施し、魅力ある地区開発を行うものです。

村有地の処分については、『村民共有財産の処分という観点』から、入札等によりより高額な価格で売払い成果を還元する必要がある一方で、『まちづくりの観点』からは、条件を付した中で有効活用し効率的な開発を行う必要があります。

分譲の際の坪単価の上限を設定するとともに、近年の羊蹄山麓地区での地価高騰に対して一定の歯止めをかけるために当該事業に係る村有地を譲与することとし、民間事業者から魅力に富んだ提案を募集するため、本事業は公募型プロポーザル方式により実施します。

〈 目 次 〉

◆ 1	公募型プロポーザル方式による譲渡事業の概要・・・・・・・・・・	1
◆ 2	譲渡対象物件・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
◆ 3	スケジュール・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
◆ 4	参加者の資格等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
◆ 5	参加申し込みから企画提案までの手順・・・・・・・・・・	3
◆ 6	審査委員会による審査・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5
◆ 7	最優秀提案者との協議及び譲渡事業者の内定・・・・・・・・	7
◆ 8	最優秀提案者との契約締結・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7
◆ 9	土地の引渡し及び所有権移転登記・・・・・・・・・・	8
◆ 10	譲渡相手方の責務、譲渡条件等・・・・・・・・・・	8
◆ 11	その他・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8
◆	契約書（案）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	9
◆	別紙 1	
◆	物件調書	
◆	様式	

1 公募型プロポーザル方式による譲渡の概要

(1) 譲渡方法

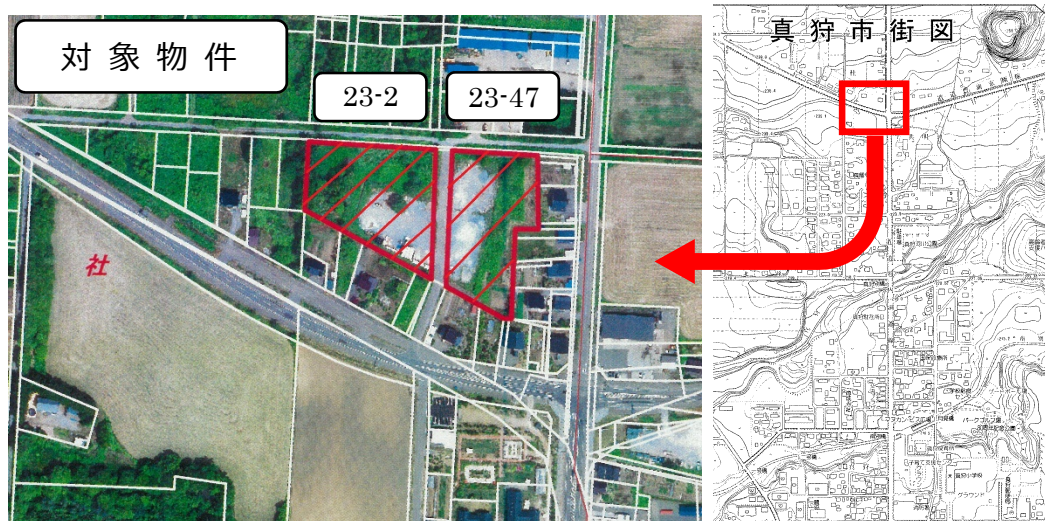
公募型プロポーザルの参加申込者が提示した企画提案書の内容について審査委員会による審査を行い、社地区村有地における分譲団地造成の優良な提案を行った事業者に対し、企画提案により実施された分譲団地造成後に下記2譲渡対象物件のうち分譲地造成後の宅地部分を譲渡します。

2 譲渡対象物件

(1) 所在地・地目・地積

所 在 地	地 目	登記地積
真狩村字社23番地2	原 野	5, 520 m ²
真狩村字社23番地47	原 野	5, 071 m ²
計		10, 591 m ²

(2) 位置図



(3) 対象物件の譲渡価格

無料

(4) 譲渡事業に係る条件

別添1

(5) その他

- ・ 現地説明会は行いません。物件位置図等により必ず現地の確認を行ってください。

3 スケジュール

予 定 日 程	内 容
令和3年12月20日(月)～ 令和4年1月28日(金)	実施要項の配布（HPに掲載）
令和4年1月11日(火)～ 令和4年1月28日(金)	参加申込受付
令和4年1月28日(金)	参加資格確認結果通知
令和4年1月11日(火)～ 令和4年1月21日(金)	質問書の受付
令和4年1月24日(月)	質問に対する回答
令和4年1月31日(月)～ 令和4年3月31日(木)	企画提案書受付
令和4年3月下旬	地区説明会
令和4年5月中旬	プレゼンテーション及びヒアリング
令和4年5月中旬	審査結果通知
令和4年5月下旬	公有地譲渡仮契約締結
仮契約締結後直近の村議会	真狩村議会議決

4 参加者の資格等

(1) 次の要件をいずれも満たすものであること

①国内に本店を有する法人であること

(2) 次の要件のいずれの項目にも該当しないこと

①暴力団員による不当な行為の防止に関する法律(平成3年法律第77号)第2条に規定する団体

②会社更生法(平成14年法律第154号)第17条に規定する更生手続き開始の申立てがなされている者(同法第199条に規定する更生計画認可の決定を受けている者を除く。)又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条に規定する再生手続き開始の申立てがなされている者(同法第174条に規定する再生計画認可の決定を受けている者を除く。)

③地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する事業者

④法人税、法人事業税、消費税及び地方消費税、並びに真狩村内に本社又は事業所がある法人については法人村民税の滞納がある者

⑤企画提案書の提出時において、国、北海道及び真狩村から競争入札参加

に係る指名停止の措置を受けている事業者

(3) その他

- ①提出書類に不備又は虚偽の記載があった場合は、応募資格を喪失します。
- ②同一事業者が、複数の事業提案をすることはできません。

5 参加申し込みから企画提案までの手順

(1) 実施要項の配布

①配布期間

令和3年12月20日(月)から令和4年1月28日(金)まで

②配布場所

- ・真狩村役場企画情報課
土日祝祭日を除く9時から17時まで(正午から13時を除く)
- ・真狩村ホームページ

(2) 参加申込書の提出

この募集に参加される方は、次に掲げる書類を整え、提出して下さい。

①提出期間

令和4年1月11日(火)から令和4年1月28日(金)まで
土日祝祭日を除く9時から17時まで(正午から13時を除く)

②提出場所

- ・真狩村役場企画情報課

③提出書類

- ・参加申込書(様式1)
- ・商業登記簿謄本又は法人登記簿謄本(発行から3か月以内のもの。)
- ・法務局に登録してある印鑑(法人)の印鑑証明書
- ・納税証明書
 - (ア) 法人税、消費税及び地方消費税納税証明書
 - (イ) 法人事業税(特別税含む)納税証明書
 - (ウ) 真狩村内に本社又は事業所がある法人については法人村民税の納税証明書
- ・決算書類(貸借対照表、損益計算書、CF計算書)過去3期分
- ・誓約書(様式2)

④提出方法

参加希望者は、参加申込書に必要な書類を添えて、企画情報課窓口へ提出して下さい。(郵送、FAX, 電子メールでの提出は受け付けま

せん。)

⑤参加資格確認結果の通知

本要綱に定めた参加資格要件に基づき参加資格の確認を行います。
参加資格を認めた者に対しては企画提案書等の提出の要請を書面で通知します。また、参加資格が認められない者については、その旨を書面で通知します。

・参加資格の通知：令和4年1月28日(金)

⑥その他

- ・書類に虚偽の記載があった場合は、受付を取消します。
- ・書類提出後の提出書類への追加・変更は認めません。また、提出書類の返却は行いません。
- ・参加申込に際して取得する個人情報、本契約関係事務のために収集するものであり、事務の目的外利用・保有については、真狩村個人情報保護条例（平成17年条例第11号）により制限されます。

(3) 質問書の受付

- ・受付期間 令和4年1月11日(火)から令和4年1月21日(金)まで
- ・受付時間 提出期間初日の9時から最終日の17時まで
- ・受付方法 質問書(様式3)により、真狩村役場企画情報課宛にFAX又は電子メールにて提出して下さい。

〈送付先〉

- ・FAX番号 0136-45-3162
- ・電子メール kikaku@vill.makkari.lg.jp

(4) 質問に対する回答

- ・質問に対する回答は、令和4年1月24日(月)までに真狩村ホームページ内に掲載します。
- ・回答の内容及びその他の内容修正は、本要項の追加・訂正として取扱うものとします。企画提案はその内容を踏まえて提出して下さい。
- ・質問及び回答は、本要項に関するものとします。(それ以外のものや、単なる意見表明と解されるものには回答しません。)

(5) 企画提案書の提出

①企画提案書 8部(原本1部、副本7部)

(ア) 企画提案書(様式4)

- ・企画提案書の提出にあたっては、表紙は様式4としますが、それ

以降については任意様式とします。

- ・文書を保管するための写真、イラスト、イメージ図が必要な場合は、適宜貼り付けして下さい。

②提出期間

- ・令和4年1月31日(月)から令和4年3月31日(木)まで
- ・土日祝祭日を除く9時から17時まで(正午から13時を除く)

③提出場所

- ・真狩村役場企画情報課(郵送、FAX, 電子メールでの提出は、受け付けません。)

④注意事項

- ・企画提案書の作成に要した費用の全ては、提案者の負担となります。
- ・企画提案書の著作権は、提案者に帰属します。また、提案者の企画提案書については、最優秀提案者及び優秀提案者を選定するために使用します。それ以外で使用する場合には提案者に確認を得て使用します。なお、提出された企画提案書は返却しません。
- ・誤字を除き、企画提案書提出後の提案内容の変更は認めません。

(6) プレゼンテーション及びヒアリングの実施

- ①提案者の提出書類を基に、プレゼンテーション及びヒアリングを令和4年5月中旬に実施します。日時、場所については別途通知します。
- ②プレゼンテーション及びヒアリングの時間は、受付順に各提案者50分(提案20分、質疑30分)以内とし、説明者を含めて提案者当たり5名以内とします。
- ③スクリーン及びプロジェクターは村で準備しますが、パソコンその他必要な機器は、提案者で準備して下さい。(スクリーン及びプロジェクターの持込も可)

(7) 辞退について

参加申込書提出後に辞退する場合は、辞退届(様式6)を提出して下さい。

(8) その他

提出する書類のうち押印が必要なものについては、参加申込時に提出した印鑑証明書と同じ印鑑をご使用ください。

6 審査委員会による審査

(1) 審査委員会

企画提案書に係る審査については、「社地区村有地の譲渡に係る公募型プロポーザル審査委員会」（以下、「審査委員会」という。）を組織し、提出された企画提案書及びヒアリング審査により審査します。

(2) 審査方法

審査委員会では企画提案書及びその付属書類の内容について審査を行い、総合的に評価を行ったうえで最も高い評価となった者を最優秀提案者として、次に高い評価となった者を優秀提案者として選定します。ただし、応募者数が一者でも審査を行うものとし、応募者数に関係なく該当なしとなる場合もあります。

また、正当な理由なくプレゼンテーション及びヒアリングを欠席した場合は、審査を呼び選定から除外します。

(3) 審査基準

企画提案書等の審査項目及び配点は、審査基準のとおり20点満点で評価し、審査項目の配点割合は次のとおりとします。また、合格基準は7割とします。

なお、今回の公有地譲渡は無償で行いますので、価格に関する評価は行いません。

①企画提案に関する評価 10割（20点）

【造成条件との適合性】（10点）

- ・公衆用道路（字社23番地46）の団地内道路整備について提案されているか。
- ・簡易水道及び下水道設備について、提示条件に沿った内容で提案されているか。
- ・新たに団地内道路を整備する場合は、提示条件に沿った内容で提案されているか。
- ・地域経済に対する貢献が含まれた提案となっているか。

【造成計画の全体像】（10点）

- ・造成工事の期間から分譲地の販売計画を含めた提案となっているか。
- ・分譲地の区画割は、周辺地域に配慮した提案となっているか。

②買受希望価格に関する評価 なし

(4) 企画提案の無効

次の条件を満たさない企画提案は無効とします。

- ①分譲地造成完了の期限が契約締結後3年を超えるもの。

(5) 審査結果の公表

最優秀提案者及び優秀提案者は、令和4年5月中旬に決定する予定とし、該当者には書面で通知します。

なお、審査結果は譲渡事業者決定後に、全ての提案者に書面で通知します。併せて真狩村ホームページでも公表します。

※審査結果に対する質疑及び異議には応じません。

- ・結果通知 令和4年5月中旬（予定）
- ・通知方法 真狩村企画情報課より書面にて通知します。

7 最優秀提案者との協議及び譲渡事業者の内定

本村と最優秀提案者が協議し、提案内容や契約内容に関する調整を行ったうえで、当該公有地の譲渡事業者として内定します。

また、最優秀提案者との協議の結果、譲渡契約を締結しないこととなった場合には、次点の優秀提案者と協議を行うこととします。

- ・内定時期 令和4年5月下旬（予定）

8 譲渡事業者との契約締結

(1) 仮契約

譲渡事業者として内定した者には、令和4年5月下旬を目途に譲渡仮契約を締結していただきます。仮契約に係る一切の費用は譲渡事業者の負担とします。

(2) 議会の議決

この譲渡は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第6号及び財産の交換、譲与、無償貸与等に関する条例（昭和39年条例第14号）第3条の規定により真狩村議会の議決を受ける必要があるため、真狩村は仮契約締結後直近の村議会に議案として提出します。この真狩村議会の議決をもって本契約となりますが、当該議決が得られなかった場合はこの仮契約が無効となります。この場合において、真狩村は一切の責任を負いません。

(3) 公有地譲渡契約の確定

仮契約は、前記(2)の真狩村議会の議決をもって本契約となります。

9 土地の引渡し及び所有権移転登記

- (1) 造成工事の用地分筆測量完了した後、真狩村は分筆登記を速やかに行います。
- (2) 本件土地の所有権は、分筆登記の結果をもとに行う真狩村議会の議決後に引渡すものとします。
- (3) 所有権移転登記(所有権移転)は土地の引渡し後に真狩村が行い、本登記の嘱託に要する費用は譲渡事業者の負担とします。

10 譲渡相手方の責務、譲渡条件等

- (1) 本契約締結の日から3年以内に造成工事及び用地確定測量を完了して下さい。
- (2) 造成工事にあたっては、近隣住民への説明等を自らの責任及び費用で行ってください。
- (3) 簡易水道設備、下水道設備、団地内道路の工事に際しては、工事完了後村が管理運営することを踏まえ、村の基準に準拠し、不明な個所は村への確認を行いながら工事を進めてください。
また、供給処理施設の引込み等については、十分協議を行うと共に、必要な申請、工事等は事業者自らの費用負担で行ってください。
- (4) 提案事業の実施にあたって、止むを得ない事情により提案内容を変更する場合には、事前に文書により村に申請し、承認を得てください。
- (5) その他不明な個所がある場合は、真狩村と十分協議のうえ、自らの費用負担で行ってください。

11 その他

本要項に定めのない事項は、地方自治法、道施行令及び真狩村財務規則等、関係法令の定めるところにより処理します。

公有地譲渡仮契約（案）

譲渡人 真狩村長 岩原清一（以下「甲」という。）と被譲渡人 株式会社〇〇〇〇〇代表取締役社長 〇〇〇〇（以下「乙」という。）とは、次の条項により公有地譲渡仮契約を締結する。

（信義則）

第1条 甲乙両者は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

（本契約）

第2条 この契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第6号及び財産の交換、譲与、無償貸与等に関する条例（昭和39年条例第14号）

第3条の規定に基づき、真狩村議会の議決をもって本契約とする。ただし、当該議決が得られなかった場合は、この仮契約は無効とし、甲は一切の責任を負わない。

（譲渡物件）

第3条 甲は、その所有する次に掲げる土地（以下「譲渡物件」という。）の一部を乙に無償譲渡し、乙はこの譲渡を受ける。

所在地	地目	地積（㎡）
真狩村字社23番地2	普通原野	5,520
真狩村字社23番地47	普通原野	5,071

2 前項の譲渡物件のうち譲渡する公有地は、社地区村有地の譲渡に係る公募型プロポーザルでの企画提案（以下「提案事業」という。）に基づく分譲地造成工事後における宅地部分とする。

（譲渡代金）

第4条 譲渡代金は、無償とする。

（分譲地造成工事）

第5条 乙は、提案事業に基づき、乙の費用により分譲地造成工事を行う。

2 甲は乙に対し、譲渡物件の隠れた瑕疵について一切の責任を負わず、仮契約締結後、譲渡物件に土壤汚染、地盤沈下、地下埋設物等の隠れた瑕疵のあることを発見しても、乙は契約の解除又は瑕疵に係る追加工事費用負担の請求をする事ができない。

（用地の分筆測量）

第6条 乙は、前条の工事完了後において、用地分筆に係る測量を乙の費用により行う。

2 甲は、前項の分筆測量の完了した時は速やかに当該用地の分筆登記をしなければならない。

（所有権の移転及び登記の嘱託）

第7条 物件の所有権は、前条の登記において第3条に示す物件の所在地、地目、面積等に変更のないときは、前条の登記が完了したときに移転し、変更のあるときは、甲が譲与する物件の変更を真狩村議会で議決したときに移転する。

2 甲は、前項の規定により所有権を移転したときは、速やかに所有権の移転登記を嘱託しなければならない。なお、当該登記嘱託に要する費用は、乙の負担とする。

(譲渡物件の引渡し)

第8条 甲は、前条第1項の規定に基づき、当該譲渡物件の所有権が移転した後に、当該譲渡物件を乙に引渡す。

(契約の履行)

第9条 乙は、提案事業の履行義務を負い、当該提案事業に基づき、事業経営等を行わなければならない。

2 乙は、本契約締結の日から3年を経過する日までに提案事業に係る工事等を完了しなければならない。

(契約の解除)

第10条 甲は、乙がこの契約に定める義務を履行しないときは、この契約を解除する事ができる。

2 前項の規定により甲がこの契約を解除したときは、乙はこの事業を速やかに中止することとし、当該解除の日までに履行された事業に係る費用は乙の負担とし、甲は一切の責任を負わない。

(公租公課)

第11条 本物件譲渡に関する公租公課は、乙が負担する。

(反社会勢力の排除)

第12条 乙は、甲に対し、次に掲げる事項を確約する。

(1) 自らが、暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員(以下、総称して「反社会勢力」という。)ではないこと。

(2) 自らの役員(業務執行社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。)が反社会勢力ではないこと。

(3) 反社会勢力に自己の名義を利用させ、この契約を締結させる者でないこと。

(4) 譲渡物件の引渡しが終了するまでの間に、自ら又は第三者を利用して、この契約に関して次の行為をしないこと。

ア 甲に対する脅迫的な言動又は暴力をふるう行為

イ 偽計又は威力を用いて甲の業務を妨害し、若しくは信用を毀損する行為

2 乙が前項の確約に反したときは、甲は、何ら催告を要せずしてこの契約を解

除する事ができる。

3 前項の規定によりこの契約が解除されたときは、乙は、解除により生ずる損害について、甲に対して一切請求する事ができない。

(契約締結の費用)

第13条 この契約の締結に要する費用は、乙の負担とする。

(裁判所の合意)

第14条 この契約に関する訴訟が生じたときは、札幌地方裁判所を管轄裁判所とする。

(協議)

第15条 この契約に関し疑義が生じたとき、又はこの契約に定めのない事項が生じたときは、甲乙協議してこれを定める。

上記契約の締結を証するため、本書2通を作成し、両者記名押印のうえ各自1通を保有する。

令和 年 月 日

甲

住 所 虻田郡真狩村字真狩118番地
氏 名 真狩村長 岩 原 清 一

乙

住 所
氏 名

譲渡事業に係る条件

1 道路・水道施設・下水道施設各工事に係る事項

造成工事完了後の管理を真狩村が行うこととなるため、各工事の際は別に示す参考図書に準拠するとともに、真狩村が示す基準により行うこと。

①団地内道路整備

- ・標準土工定規図を別紙に示す

②簡易水道工事

- ・管種について、 $\phi 50\text{mm}$ 以下はポリ管、 $\phi 75\text{mm}$ 以上は耐震管とする。
- ・埋設深について、本管は $H=1.2\text{m}$ 、給水管は $H=0.6\text{m}$ 以上とする。
- ・管径について、本管は村と協議とし、給水管は $\phi 13\sim 20\text{mm}$ とする。
- ・村本管接続時は不断水とすること。

③公共下水道工事

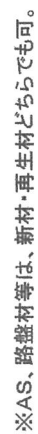
- ・管種について、リブ管とする。
- ・埋設深について、管頂で 1m 以上とする。
- ・管勾配について、 $I = 2/100$ とする。
- ・管径について、 $\phi 150\text{mm}$ 以上とする。

2 分譲地に係る事項

宅地分譲 1 区画は、それぞれ 150 坪以上を確保すること。

3 分譲価格に係る事項

宅地分譲の販売に係る坪単価は、 4 万円未満とすること。

$$S=1/50$$


参考図書

工 種	図 書 名	発 行 元
道路	・道路事業設計要領 ・土木工事共通仕様書（道路編）	北海道建設部 〃
水道	・水道施設設計指針 ・水道工事標準仕様書（土木工事編）	厚生労働省 日本水道協会
下水道	・土木工事共通仕様書（下水道編） ・下水道施設計画・設計指針と解説 ・下水道維持管理指針 ・小規模下水道計画・設計・維持管理と解説 ・下水道管路施設設計の手引き ・下水道施設の耐震対策指針と解説 ・下水道マンホール安全対策の手引(案)	北海道建設部 日本下水道協会 〃 〃 〃 〃 〃 〃

【様式】

参加申込に関する書類

提出書類	記載事項	書式
1 参加申込書	様式のとおり	様式 1
2 商業・法人 登記事項証明書	全部事項証明書 参加申込日前 3 か月以内のもの	—
3 印鑑証明書	参加申込日前 3 か月以内のもの	—
4 納税証明書	納税証明書 ①法人税、消費税及び地方消費税 納税証明書 ②法人事業(特別税含)税納税証明書	—
5 決算書類	貸借対照表、損益計算書、キャッシュフ ロー計算書 過去 3 期分	—
6 誓約書	様式のとおり	様式 2

企画提案に関する書類

書 式	資 料	備 考
様式 3	質問書	F A X ・ 電子メールにて受付
様式 4	企画提案書	〇〇部提出 (原本 1 部、副本〇部)
様式 5	辞退届	

【様式1】

参 加 申 込 書

令和 年 月 日

真狩村長 岩 原 清 一 様

申 込 者
所 在 地
法 人 名
代 表 者 名

⑨

真狩村が実施する「社地区公有地の譲渡事業に係る公募型プロポーザル実施要項」に基づき、参加を申し込みます。

○事務担当責任者

法 人 名	
所 属 ・ 役 職 名	
氏 名	
連 絡 先	(所 在 地) (電 話) (F A X) (電子メール)

※応募に関する真狩村からの連絡等は事務担当責任者へ行います。

※法人代表者印は、印鑑証明と同じ印で押印してください。

【様式 2】

誓 約 書

令和 年 月 日

真狩村長 岩 原 清 一 様

申 込 者
所 在 地
法 人 名
代 表 者 名

⑩

私は、下記の事項について誓約します。

なお、必要な場合には、北海道警察に照会することについて承諾します。

記

- 1 自己又は自己の法人その他の団体の役員等は、次のいずれにも該当するものではありません。
 - (1) 暴力団（暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下、「法」という。）第 2 条第 1 項第 2 号に規定する暴力団員を言う。以下同じ。）
 - (2) 暴力団員（法第 2 条第 1 項第 6 号に規定する暴力団員を言う。以下同じ。）
 - (3) 暴力団員によりその事業活動を実質的に支配されている者
 - (4) 暴力団員によりその事業活動に実質的に関与を受けている者
 - (5) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的を持って、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者
 - (6) 暴力団又は暴力団員に対して資金を提供し、又は便宜を提供するなど直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与している者
 - (7) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者
 - (8) 暴力団員と密接な交友関係を有する者

※この様式に記載された個人情報、暴力団等を排除する目的以外には使用しません。

※法人代表者印は、印鑑証明書と同じ印を押印して下さい。

【様式3】

質 問 書

令和 年 月 日

質問者（提案者）

氏名（会社名）：

担当者名 ：

電話番号 ：

F A X 番 号 ：

電子メール ：

	質 問 項 目	質 問 内 容
1		
2		
3		
4		
5		

【様式4】

公募型プロポーザル企画提案書

件 名： 社地区公有地の譲渡事業に係る公募型プロポーザル

提 出 日： 令和 年 月 日（ ）

提 出 者： _____ ⑩

※法人代表者印は、印鑑証明書と同じ印を押印して下さい。

【様式5】

辞 退 届

令和 年 月 日

真狩村長 岩 原 清 一 様

所 在 地

法 人 名

代 表 者 名

⑨

私は、社地区公有地の譲渡事業に係る公募型プロポーザルに参加申込しましたが、都合により辞退いたします。

1 辞退の理由

※辞退理由は、必ず具体的な辞退理由を記載して下さい。

※この届の提出により、今後の指名等について不利益な取扱いを受けることはありません。

※この届は開庁日に担当係へ直接提出して下さい。

※法人代表者印は、印鑑証明書と同じ印を押印して下さい。